

(諮問第 6 4 号)

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事(以下「実施機関」という。)が行った平成18年9月11日付け生産支第287号の公文書部分開示決定において非開示とした部分のうち、次に掲げる部分は非開示が妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

職員の氏名及び役職名

組合員の氏名及び組合への加入年月日

2 異議申立てに至る経過

(1) 公文書の開示請求

異議申立人は、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対して、県が特定森林組合に出した常例検査の結果通知についての開示請求(以下「本件開示請求」という。)を平成18年8月28日に行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「常例検査の結果について(平成18年2月6日付け生産支第1002号通知)」(以下「本件公文書」という。)を特定し、本件公文書の一部を非開示とする部分開示決定(以下「本件決定」という。)を平成18年9月11日に行い、異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、平成18年9月13日に実施機関に対して異議申立てを行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

(1) 異議申立てに係る公文書について

今回部分開示とした検査書は、特定森林組合の検査結果をとりまとめたものである。

森林組合に対する県の検査は、森林組合法第111条の規定に基づき実施しているものであり、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握し、必要な改善策を指導することで森林組合の健全な事業運営につなげることを目的に実施している。

その検査結果は、検査書としてとりまとめ、組合の運営を委任された役員に対し組合自らが是正、改善すべき事項として示し、今後の改善策等について組合から改善対応状況を徴求することになっている。

(2) 条例第6条第2号該当性

検査書には、当該森林組合の職員の氏名や役職名、組合員の氏名という特定の個人を識別できる情報があり、非開示とした。その他の表現の中にも、職員数が少数で限られているという組織の状況から、容易に特定の個人を識別することができる情報があり、非開示とした。また、閲覧できる組合員名簿から個人が識別できる加入年月日が記載されており、非開示とした。

(3) 条例第6条第3号該当性

検査書の主要指摘事項及びその他の指摘事項については、明らかな違法又は不当な事業活動に関するものでなくても、開示をした場合には、記述表現から過大な憶測や誤解を生じさせることとなり、組合の経営管理の不適切さが誇張され、広く誤解や混乱を招き組合に不利益が生じることから、非開示とした。

(4) 条例第6条第6号該当性

森林組合に対する検査は、森林組合法の検査権限を背景にしつつも、検査を効果的かつ効率的に達成し、正確な事実を把握するためには、検査を受ける組合の任意の情報提供が不可欠であり、それは一般的に他に知らされないという県と組合の信頼の下に行われている。

検査書が公にされることになれば、組合が検査に対して非協力的ないし消極的になり、検査の効率、実効性において支障を生じさせ、改善を要する事項の発見が遅れることにもなることから、非開示とした。

(5) 開示・非開示の判断に係る意見について

本件公文書については上記理由から部分開示としたが、その後、情報公開が県政の重要課題であることを踏まえて更に検討を加えたところでは、組合の混乱は一時的、限定的なものにとどまり、信用も回復が可能であるとの考え方や検査の意義を関係者に周知し、検査手法や体制等を工夫することによって、目的とする検査水準の達成は可能ではないかとの考え方にも妥当性があると考えられる。

このようなことから、県民の知る権利に応えるための開示のあり方、また、森林組合検査書の開示のあり方について、本審査会の判断を仰ぎたい。

4 異議申立ての理由及び意見の要旨

(1) 条例第6条第2号該当性

職員数が限られた組織であり、特定の個人を識別できる情報であるとされ

ているが、職員数が1名であるならまだしも、5名程度の組織であり、これをもってそのような論理となるなら、何人の組織から開示できるのかきちんと示すべきであり、恣意的に運用すべきではない。

(2) 条例第6条第3号該当性

森林組合は、特定の役職員のために存在するのではなく、その先に存在する一般の組合員の利益を目的としたものである。また、森林組合には県や市から、多額の補助金等が支出されており、公的色彩が極めて強く、県民及び市民として知る権利を有しているものであり、その経営状況は公開されるべきものである。

また、情報公開により、組合に不利益を与えると認められるものは、技術開発上、営業販売上、経営管理上及び信用上の支障などであり、抽象的なものではない。つまり、非開示となっている情報が、これらの支障につながるとは考えられない。

(3) 条例第6条第6号該当性

常例検査の適正な執行は、「情報公開をしないから検査に協力してほしい」というように、県民の知る権利を担保として実現するものではなく、その他の手法を行政としてきちんと作り上げることこそが、行政の責任そのものである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について、実施機関の理由説明書及び口頭意見陳述並びに異議申立人の異議申立書及び意見書の内容を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

(1) 本件公文書の内容及び非開示部分について

本件公文書は、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第4項の規定により県が行った特定の森林組合（以下「組合」という。）に対する立入検査の結果を通知したものであり、改善すべき事項等が記載された「検査書」が添付されている。

実施機関が非開示としているのは、職員の氏名及び役職名、組合員の氏名及び組合への加入年月日並びに県が組合に対して指摘した事項の一部である。

(2) 条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示するこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該公文書の開示をしないものとされている。

そこで検討するに、実施機関が非開示としている情報のうち、職員及び組合員の氏名については、特定の個人が識別できるものであり、本号本文に規定する非開示情報に該当する。

その他の実施機関が非開示としている情報のうち、職員の役職名は、該当する職員が各1名しかいない。また、組合員の組合への加入年月日は、森林組合法第41条の2の規定により、出資組合に対して作成及び主たる事務所への備え付けが義務づけられている組合員名簿に記載されている情報であり、組合の理事は、組合及び組合の債権者から閲覧又は謄写の請求があった場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならないとされている。従って、これらの情報は、当該情報だけでは特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できることとなるものであり、本号本文に規定する非開示情報に該当する。

なお、実施機関は、指摘事項の一部について、該当する人物が極めて少数であることから特定の個人が識別できるとして非開示としているが、当審査会でインカメラにより本件公文書を読んだところ、この情報については、職員の氏名及び役職名並びに組合員の氏名及び組合への加入年月日を非開示とすれば、その余の部分の記述から特定の個人を識別できるとは認められず、本号本文に規定する非開示情報に該当しない。

(3) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号では、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該情報に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該公文書の開示をしないものとされている。

そこで検討するに、そもそも森林組合は、森林所有者の相互扶助という協同組合的な理念を基礎に置いて任意に組織される法人ではあるが、それと同時に、資源の生産力の増進、国土の保全、水資源の涵養といった森林の公益的機能が有効に発揮されるよう森林の維持培養を図るという役割も担っている。このことは、組合員に対する森林経営の指導、組合員の受託による森林の施業、森林の信託の引き受け、病虫害の防除等の事業が、森林組合法第9条第1項によって必須の事業とされていることや、県内の森林組合すべてが該当する出資組合については、その業務及び会計の運営が組合員の利害に関わる度合いが密接で、その適正な運営を確保することがより一層必要との

趣旨により、森林組合法第111条第4項により常例検査の対象とされていることからもうかがえる。加えて、その収入が、組合員からの業務受託や購買事業の売上げに比べ、行政からの補助金や国、県、市又は独立行政法人という公的機関からの業務受託によるものが非常に多いことも踏まえれば、森林組合の持つ公共的性格はきわめて強いといえることができる。

そうすると、森林組合は、他の団体や企業と比較して情報公開の要請は高く、特に財務会計の処理に関する情報については、組合員の利益の保護を図る必要があることや、公的資金によって事業活動を行っていることから、公開することが強く求められているものと考えられることができる。一方で、本件では、こうした要請を上回るほどの非開示とすべき特別の事情は認められない。

以上のことを考慮すれば、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報については、これを開示すべきである。

(4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号では、「県の機関等又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該公文書の開示をしないものとされている。

そこで検討するに、実施機関が非開示理由において挙げているように、森林組合の検査事務を公正かつ円滑に遂行するためには、当該組合の協力が必須であることは言うまでもない。しかしながら、森林組合に対する常例検査は、森林組合や第三者からの任意の要請によって実施されるものではなく、所管行政庁である実施機関に対し、森林組合法第111条第4項によって実施が義務づけられているものである。さらに、同法第121条第2号の規定により、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処するものとされている。すなわち、実施機関は、検査結果の非公開を前提にするのではなく、法令の遵守に基づいて、組合の協力を確保すべきものといえることができる。

そうすると、本件公文書を開示することにより、森林組合が検査に非協力的となり、検査の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生じるおそれがあるとは認められず、本号に規定する非開示情報に該当しない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 18 年 9 月 15 日	・ 実施機関からの諮問書を受理
平成 18 年 9 月 29 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理
平成 18 年 10 月 16 日	・ 異議申立人からの意見書を受理
平成 18 年 11 月 7 日 (平成 18 年度第 1 回審査会)	・ 審 議
平成 18 年 11 月 16 日 (平成 18 年度第 2 回審査会)	・ 審 議 ・ 答 申

(参 考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	
池田 行伸	佐賀大学文化教育学部教授	会長職務代理者
江崎 アヤコ	税理士事務所長	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会理事	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)